入札公告の変更

平成25年11月５日
国立大学法人東京大学総長　濱田　純一
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
○第58号
1　掲載日　平成25年10月16日付（号外政府調達第194号）
2　変更内容　22ページ２段目「入札公告」第58号「小動物用ＭＲＩシステム」の１⑴　品目分類番号「22、31」を「24」に、５⑵　Classification of the products to be procured：「22, 31」を「24」に変更します。それにより、２　競争参加資格の⑷と５　Summaryの⑹のＤを取消します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正いたします。
平成25年11月５日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房会計課長　平垣内久隆
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　掲載日
平成25年度10月18日（号外政府調達第196号９ページ～10ページ）
2　訂正内容
１⑷納入期限「平成26年１月31日」を「平成26年２月28日」に、５⑷Delivery period：「31 January, 2014」を「28 February, 2014」に変更します。

入札公告の訂正

平成25年11月５日
独立行政法人国立がん研究センター
理事長　堀田　知光
◎調達機関番号　611　◎所在地番号　13
1　掲載日　平成25年９月25日付（号外政府調達第180号）
2　訂正内容　33頁４段目掲載の入札公告中、３⑸　開札の日時及び場所の「平成25年11月22日13時30分　独立行政法人国立がん研究センター管理棟第３会議室」を「平成25年11月25日13時30分　独立行政法人国立がん研究センター管理棟第４会議室」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年11月５日
支出負担行為担当官
中部地方整備局長　梅山　和成
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成25年度１号笹原山中ＢＰ１号トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　静岡県三島市山中新田
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝157m
トンネル工　１式（トンネル延長　Ｌ＝79m）
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年３月27日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約2,200㎥、鉄筋　約200ｔ、鋼製支保工　約140ｔ
⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。なお、上記取り組みの詳細については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp/「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「工事」―「総合評価運用ガイドライン（工事関係）」に記載されているとおりである。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑽　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm参照）に基づき行うものとする。
また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成10年度以降に元請けとして、次の㋐及び㋑に掲げる要件を満たす工事を施工した実績を有すること。ただし、㋐及び㋑は同一トンネルであること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成10年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。
㋐　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））80㎡以上のＮＡＴＭによる工事。
㋑　機械掘削による工事。
⑹　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
・「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）